



学校学生生徒旅客運賃割引証の発行枚数の制限の撤廃（あっせん）

～行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん～

中国四国管区行政評価局は、下記の行政相談を受けて、中国地方の大学 51 校における学校学生生徒旅客運賃学割証（以下「学割証」という。）の発行に関する取扱状況等の実情把握を行った上、行政苦情救済推進会議（座長：川内 焜 広島修道大学法学部教授）に諮りました。

その結果、同会議の「証明書自動発行機の制限枚数を超える学割証の追加発行の手続や方法については学生にとって分かりやすく周知をしたほうがよい」等の意見を踏まえ、平成 26 年 3 月 28 日、国立大学 4 校にあっせんするとともに、そのほかの 47 校（国立大学 1 校、公立大学 10 校、私立大学 36 校）に参考連絡を行いました。

◆行政苦情救済推進会議

行政相談事案のうち、様々な視点から検討することが必要と思われる事案の処理について、民間有識者の意見を聴取することにより、より公平・中立かつ的確な処理を推進するために設置

【本件のきっかけとなった行政相談要旨】

私が通う中国地方のある大学では、学割証の発行枚数を年間 15 枚までに制限している。私は、就職活動のために何度も県外に出向かなければならなかったところ、制限いっぱい
の 15 枚の学割証（証明書自動発行機により発行）を使い切ってしまったので、何度か割引のない通常料金で旅客鉄道株式会社（以下「JR」という。）の列車を利用することになり、経済的な負担が大きく大変であった。

このような学割証の発行枚数の制限は撤廃してほしい。

1 学割証制度の概要

- 学割証は、JRが指定する学校（以下「指定学校」という。）の学生・生徒を対象として、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施
- 各指定学校から発行を受けた学割証をJRの窓口で提出すると、片道営業キロ 100 km超の区間の普通乗車券を2割引で購入可能
- 各指定学校への学割証の配付は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）を通じて行われており、各指定学校は使用実績及び翌年度使用見込みを毎年機構に報告
- 各指定学校は、学割証の数量が不足した場合には、必要理由やその枚数を記入して、機構に対し追加交付申請を行うことが可能
- 機構は、そのホームページ上で学割証の発行枚数については使用目的の範囲内であれば枚数の制限がないことを周知

2 現状

当局が、中国地方の4年制大学51校（国立大学5校、公立大学10校、私立大学36校）を対象として、学割証の発行に関する取扱状況について実情把握を行った結果は、次のとおり

(1) 国立大学における学割証の発行に関する取扱状況

○ 証明書自動発行機による学割証の発行

国立大学5校は、いずれも学生が自ら証明書自動発行機（以下「発行機」という。）を操作することにより学割証を取得できる取扱いとしている。

○ 学割証の発行制限や追加発行の取扱い等に関する周知状況

3校（鳥取大学、岡山大学、広島大学）では、発行機による発行枚数に一定の制限を設けた上で、学生が学割証の追加発行を希望すれば対応するとしているが、追加発行の取扱いやその周知状況等をみると、次のとおり、発行機による制限枚数を超える追加発行の取扱い等についての周知が十分でなく、発行枚数に制限があると誤解を与えるおそれがある状況がみられた。

- ① 追加発行する旨の周知及びその手続や方法について周知を特段行っていないもの（鳥取大学、広島大学）
- ② 追加発行の取扱いについてはホームページや学生生活ガイドで周知を行っているものの、周知内容を発行機の操作画面、発行機近辺や担当窓口に掲示していないもの（岡山大学）

また、発行機による学割証の発行枚数に制限を設けていない2校のうち1校（島根大学）では、学割証の発行枚数は原則として1人年間10枚までとする旨を学生生活案内（松江キャンパス版）に記載しており、発行枚数に制限があると誤解を与えるおそれがある状況がみられた。

（詳細は資料1参照）

(2) 公立大学及び私立大学における学割証の発行に関する取扱状況

○ 学割証の発行枚数の制限

46校（公立大学10校、私立大学36校）のうち発行枚数に制限を設けていないものは25校（公立大学5校、私立大学20校）、制限を設けているもの（発行機による発行枚数に制限を設けている場合を含む。以下同じ。）は21校（公立大学5校、私立大学16校）

○ 制限枚数を超えて追加発行を希望した場合の取扱い

制限を設けている21校のうち、上限なしで追加発行するものは7校にとどまり、使用目的の範囲内でも事情を聞いて追加発行する（事情によっては追加発行しない）ものが11校、追加発行しないものが3校

○ 学割証の発行制限や追加発行の取扱い等に関する周知状況

制限を設けている21校のうち、学生が制限枚数を超える発行を希望すれば追加発行に応じる旨の周知を行っていないものが3校

（詳細は資料2参照）

【あっせん要旨】

[対象：国立大学4校]

各大学は、学割証の発行に係る学生の利便の向上及び誤解の防止を図る観点から、次の事項について検討する必要がある。

- ① 発行機による学割証の発行枚数に制限を設けており、追加発行を希望する学生には担当窓口申し出てもらう取扱いをしている場合には、その手続や方法について分かりやすく周知すること（鳥取大学、岡山大学及び広島大学）
- ② 学割証の発行枚数についての実際取扱い（枚数制限なし）と周知内容（原則として1人年間10枚）に齟齬がないように周知内容を適切に改めること（島根大学）

【参考連絡】

[対象：国立大学1校、公立大学10校、私立大学36校]

各大学に対し、中国地方の大学における学割証の取扱いに関する実情把握結果（別添資料参照）及び本報道資料を参考送付

【あっせん等により期待される効果】

このあっせん等に基づく改善措置が講じられた場合、大学における学割証の発行に当たっての学生の利便の向上や誤解の防止が図られ、学生及びその保護者の経済的な負担の軽減につながることを期待できる。

【資料 1】

中国地方の国立大学における学割証の発行に関する取扱状況

大学名	学割証の発行方法		学割証の発行に関する周知状況 (発行制限枚数、追加発行の取扱い等について)		
	証明書自動発行機による発行		追加発行の方法	周知方法	周知内容
	制限枚数	制限を設けている理由			
鳥取大学	初期設定 制限枚数 10枚 (1回の 操作につ き2枚ま で)	発行機のシステム上、制限枚数を設定する必要があり、初期設定の制限枚数を10枚としている。	制限枚数に達して発行機による発行ができなくなった場合、担当窓口申し出れば、発行機のリセット操作を行い、再度発行機で発行ができるようにしている。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生生活案内 ・ホームページ 	<p>学生生活案内及びホームページで学割証の発行は発行機により行うことを掲載しているが、<u>発行枚数や追加発行の取扱いについては特に周知していない</u>(理由：申出があれば追加発行に応じており、発行枚数の制限の有無について学生から特に質問もないため)としており、発行機の上部に下記の掲示がされているのみ。</p> <p>「～学割証について～「年間発行枚数」が上限に達した方は、③番窓口(教務支援係)までお越しください。」</p>
島根大学	制限なし (1回の 操作につ き5枚ま で)	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・学生生活案内(松江キャンパス版) ・ホームページ 	<p>「発行枚数は、1人原則として年間10枚です。計画的に使用してください。」</p> <p>ただし、ホームページについては、当局の指摘を契機として平成26年2月5日に下記のとおり周知内容を修正済み。 【修正後】「発行枚数に制限はありませんが、学割証を使用するときは計画的に使用してください。」</p>
岡山大学	年間10枚	制限を撤廃した場合、使用期限等を考慮せず無制限に発行されるおそれがあり、機構からの学割証の配付枚数を上回る使用が考えられる。	学生から追加発行を希望する申出が担当窓口であれば、上限なしで追加発行している。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生生活ガイド ・ホームページ 	<p>「学割証は、学生本人が「証明書自動発行機」を使用し、原則として<u>年度に10枚まで発行できます</u>ので、<u>限度枚数の範囲で効率的な使用をするように心がけてください</u>。なお、<u>10枚を超える発行を希望する場合は、学務部学生支援課(一般教育棟A棟2階)に相談してください</u>。」</p> <p>しかし、上記周知内容は、発行機の画面には表示されず、発行機の近辺や担当窓口(学生支援課)にも掲示されていない。</p>
広島大学	年間20枚 (1日につ き4枚ま で)	学割証は前年の使用実績に基づいて支援機構から配付され、全体の枚数に限りがあるため、1人当たりの発行枚数に制限を設けている。	学生から追加発行を希望する申出が担当窓口であれば、使用目的の範囲内であっても事情を聞いて追加発行している。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生生活の手引き ・ホームページ 	<p>「原則として次の目的をもって旅行(JR片道101km以上の普通乗車券に適用)する場合に限り、<u>年間20枚(1日の発行限度4枚)を限度として使用できます</u>。」</p>
山口大学	制限なし (1回の 操作につ き5枚ま で)	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・学生生活の手引き ・ホームページ 	<p>「下記に掲げる使用目的での旅行であれば、<u>枚数の制限がなく利用できます</u>。」</p>

(注) 当局実情把握結果による。

【資料 2】

中国地方の4年制大学における学割証の発行に関する取扱状況

平成 26 年 3 月 28 日

中国四国管区行政評価局

当局では、平成 26 年 1 月下旬から 2 月上旬にかけて、中国地方に所在する 4 年制の大学 51 校（国立大学 5 校、公立大学 10 校及び私立大学 36 校）を対象として、大学における学割証の発行に関する取扱状況の実情把握を行いました。その結果を以下のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

なお、公立大学及び私立大学の状況につきましては、基本的に大学から回答のあった内容に基づいて集計を行っています。

1 学生数及び学割証の発行枚数

(単位：人、枚)

年度	区分	国立大学 (5校)	公立大学 (10校)	私立大学 (36校)	合計 (51校)	
平成 24	学生数 ①	56,002	13,393	66,801	136,196	
	学割証発行枚数 ②	233,125	47,435	101,322	381,882	
	学生 1 人当たり発行枚数 (②/①)	平均	4.2	3.5	1.5	2.8
		最多校	6.5	5.7	6.8	
最少校		2.4	0.8	0.3		
平成 25	学生数 ①	56,258	13,770	67,930	137,958	
	学割証発行枚数 ②	94,581	17,562	42,695	154,838	
	学生 1 人当たり発行枚数 (②/①)	平均	1.7	1.3	0.6	1.1
		最多校	3.0	1.9	3.1	
最少校		1.0	0.7	0.1		

(注) 1 各年度の学生数は 5 月 1 日現在

2 平成 24 年度は平成 24 年 5 月 1 日～25 年 4 月 30 日までの間、25 年度は平成 25 年 5 月 1 日～25 年 9 月 30 日までの間

2 学割証の発行方法

(単位：校、%)

区分	国立大学	公立大学	私立大学	合計
① 担当窓口が学生からの申出を受けて発行	0 (0.0)	3 (30.0)	17 (47.2)	20 (39.2)
② 学生が自ら証明書自動発行機を操作することにより発行	3 (60.0)	7 (70.0)	13 (36.1)	23 (45.1)
③ その他 (①及び②の方法を併用等しているもの)	2 (40.0)	0 (0.0)	6 (16.7)	8 (15.7)
合計	5 (100)	10 (100)	36 (100)	51 (100)

(注) 1 表中の () は構成比

2 表中「③ その他」の 8 校の詳細な内訳は、①及び②の方法を併用しているもの (6 校：国立大学 1 校、私立大学 5 校) と、一定枚数までの発行は②の方法で行っており、それを超える発行は①の方法により行っているもの (2 校：国立大学 1 校、私立大学 1 校) である。

3 学生1人当たりの学割証の発行枚数の制限

(単位：校、%)

区分		国立大学	公立大学	私立大学	合計
① 制限あり (下記注1参照)	年間5枚まで	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.8)	1 (2.0)
	年間6枚まで	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.8)	1 (2.0)
	年間10枚まで	1 (20.0)	4 (40.0)	9 (25.0)	14 (27.5)
	年間15枚まで	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (8.2)	3 (5.8)
	年間20枚まで	1 (20.0)	1 (10.0)	2 (5.6)	4 (7.8)
	その他(発行機の初期設定枚数10枚)	1 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.0)
	小計	3 (60.0)	5 (50.0)	16 (44.4)	24 (47.1)
② 制限なし	2 (40.0)	5 (50.0)	20 (55.6)	27 (52.9)	
合計	5 (100)	10 (100)	36 (100)	51 (100)	

(注) 1 表中「① 制限あり」には、証明書自動発行機による発行枚数に制限を設けている場合を含む。

2 表中の「その他(発行機の初期設定枚数10枚)」の1校は、証明書自動発行機により発行可能な学割証の枚数を初期設定で10枚としており、発行枚数が10枚に達した場合には担当窓口申し出れば発行機をリセットして再度発行が可能な取扱いとしているものである。

3 表中の()は構成比

4 学割証の発行枚数に制限を設けている理由等(複数回答あり)

(単位：校)

区分		国立大学	公立大学	私立大学	合計
制限を設けている理由	不正使用を防止するため	1	2	4	7
	不必要な大量発行を防止するため	0	3	3	6
	日本学生支援機構の割当枚数内で対応するため	1	1	2	4
	証明書自動発行機のシステム設定上、制限枚数の入力が必要であるため	1	0	2	3
	長年の慣行であり不都合がないため	0	0	2	2
	前年実績とかけ離れた枚数を日本学生支援機構に申請することに躊躇しているため	0	0	1	1
	学生に適切な利用計画を立てさせるため	0	0	1	1
	証明書自動発行機で出力できる枚数を超える使用については、使用目的を確認するため	0	0	1	1
制限を撤廃した場合に考えられる支障	日本学生支援機構から割り当てられた用紙が不足する	2	3	7	12
	不正に使用する学生が現れる	0	2	0	2
	証明書自動発行機のシステム設定変更を行う必要がある	1	0	1	2
	特に支障はない	0	0	8	8

(注) 表中の「制限を設けている理由」及び「制限を撤廃した場合に考えられる支障」の具体的な内容については、上記3で「制限あり」とした24校の回答内容を、当局が類型化したものである。

5 学生が制限枚数を超える学割証の発行を希望したときの対応状況（学割証の利用は使用目的の範囲内であることが前提）

（単位：校、％）

区分	国立大学	公立大学	私立大学	合計
① 上限なしで追加発行している	2 (66.7)	4 (80.0)	3 (18.8)	9 (37.5)
② 事情を聞いて追加発行している（事情によっては追加発行しない）	1 (33.3)	1 (20.0)	10 (62.4)	12 (50.0)
③ 追加発行しない	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (18.8)	3 (12.5)
合計	3 (100)	5 (100)	16 (100)	24 (100)

（注）1 本表は、上記3で「制限あり」と回答した24校（国立大学3校、公立大学5校及び私立大学16校）における対応状況について、取りまとめたものである。

2 表中の（ ）は構成比

3 質問票の問5で「その他」と回答した私立大学2校のうち、年間の発行制限枚数に達していない他の学生からその残枚数を譲り受けることにより追加発行を認めているとしているもの（1校）は表中「②事情を聞いて追加発行している」に、原則追加発行しないが例外的に追加発行する場合もあるとしているもの（1校）は表中「③追加発行しない」に分類した。

6 学割証の発行に関する周知状況（発行制限の有無・制限枚数、追加発行の取扱い等）

(1) 学割証の発行に関する周知の有無

（単位：校、％）

区分	国立大学	公立大学	私立大学	合計
① 周知を行っている	4 (80.0)	9 (90.0)	21 (58.3)	34 (66.7)
② 周知を行っていない	1 (20.0)	1 (10.0)	15 (41.7)	17 (33.3)
合計	5 (100)	10 (100)	36 (100)	51 (100)

（注）表中の（ ）は構成比

【参考】上記3で「制限あり」と回答した大学における周知状況

※ 証明書自動発行機等による学割証の発行枚数に一定の制限を設けた上で、学生が制限枚数を超える発行を希望すれば追加発行に応じている大学においては、学生がそうした大学の対応を知らないと追加発行は不可であると誤解するおそれがある。

そこで、当局が、上記3で「制限あり」と回答した大学における学割証の発行制限や追加発行の取扱いに関する周知状況を整理したところ、次のとおり、「発行制限の有無・制限枚数」及び「追加発行の有無・追加発行の手続や方法」のいずれについても周知を行っていないものが国立大学1校、私立大学3校みられた。

（単位：校、％）

区分	国立大学	公立大学	私立大学	合計
① 「発行制限の有無・制限枚数」(A) 及び「追加発行の有無・追加発行の手続や方法」(B) のいずれについても周知を行っている	1 (33.3)	4 (80.0)	7 (43.8)	12 (50.0)
② Aについては周知を行っているが、Bについては周知を行っていない	1 (33.3)	1 (20.0)	6 (37.5)	8 (33.3)
③ A及びBのいずれについても周知を行っていない	1 (33.3)	0 (0.0)	3 (18.8)	4 (16.7)
合計	3 (100)	5 (100)	16 (100)	24 (100)

（注）表中の（ ）は構成比

(2) 学割証の発行に関する周知方法（複数回答あり）

（単位：校、％）

区分		国立大学	公立大学	私立大学	合計
周知方法	① ホームページ	4 (50.0)	2 (11.8)	0 (0.0)	6 (11.6)
	② 学内専用サイト	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	③ 学内掲示板	0 (0.0)	4 (23.5)	1 (3.7)	5 (9.6)
	④ 証明書自動発行機の画面	0 (0.0)	4 (23.5)	1 (3.7)	5 (9.6)
	⑤ 学生への配布資料	4 (50.0)	5 (29.4)	18 (66.7)	27 (51.9)
	⑥ その他	0 (0.0)	2 (11.8)	7 (25.9)	9 (17.3)
	合計	8 (100)	17 (100)	27 (100)	52 (100)

(注) 1 本表は、上記6 (1) で「周知を行っている」と回答した34校（国立大学4校、公立大学9校及び私立大学21校）を対象として、周知の具体的な方法（複数回答あり）について確認したものである。

2 表中の（ ）は構成比

3 表中「⑥ その他」は、担当窓口・証明書自動発行機の横に掲示しているもの（5校）と、ガイダンス・オリエンテーション等で説明しているもの（4校）がある。

(3) 学割証の発行枚数の制限の有無・制限枚数、追加発行の取扱い等について周知を行っていない理由（複数回答あり）

（単位：校）

区分		国立大学	公立大学	私立大学	合計	
発行制限の有無・制限枚数について周知を行っていない理由	枚数制限のない大学	枚数制限を設けていないので、必要性がないため	0	1	6	7
		大量発行の申出もなく、特に支障がないため	0	0	2	2
		学生が発行枚数に制限があるという認識を持っていないため	0	0	1	1
		特に学生から質問がないため	0	0	1	1
		不必要な発行を防止するため、特に無制限であることに触れていないため	0	0	1	1
	枚数制限のある大学	特に学生から質問がないため	1	0	0	1
		申出があれば追加発行に応じており、実質上制限なしの取扱いであるため	1	0	2	3
追加発行の有無や方法について周知を行っていない理由	制限枚数を超えて使用する学生がほとんどいないため	0	0	1	1	
	担当窓口横に自動発行機を設置し、質問のある学生には職員が直接対応しているため	0	1	0	1	

(注) 表中の「発行枚数の制限の有無・制限枚数について周知を行っていない理由」及び「追加発行の有無や方法について周知を行っていない理由」については、上記6 (1) で「周知を行っていない」と回答した17大学の回答内容を、当局が類型化したものである。